平成２６年（フ）第１０３２号
大阪府藤井寺市沢田１丁目28番19号
破産者　澤泉　秋生
1　決定年月日　平成27年６月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第２９号
大阪府藤井寺市小山７丁目1216番地の３、前住所大阪府藤井寺市大井３丁目12番34号
破産者　山田　一夫
1　決定年月日　平成27年６月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第１８７号
大阪府富田林市久野喜台２丁目３番115―502号、旧店舗所在地大阪府河内長野市本町27―13
破産者　おたからやこと　神田　康徳
1　決定年月日　平成27年６月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第２０８号
堺市堺区栄橋町１丁１番８号　エルム栄橋403号、前住所大阪府泉南郡岬町深日2567番地の５
破産者　川端惠美子
1　決定年月日　平成27年６月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第５５号
兵庫県南あわじ市津井1358番地１
破産者　葭　　陽光
1　決定年月日　平成27年６月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２７年（フ）第１０号
和歌山県田辺市江川22番７号
破産者　惠中　孝次
1　決定年月日　平成27年６月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所田辺支部

平成２６年（フ）第４７号
岡山県真庭市社663番地10
破産者　石原　加輿
1　決定年月日　平成27年６月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所津山支部

平成２６年（フ）第５０号
岡山県津山市河辺2127番地16
破産者　髙山　尚嗣
1　決定年月日　平成27年６月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所津山支部

平成２６年（フ）第２８２号
徳島県徳島市北沖洲４丁目９番30号、旧住所徳島県鳴門市瀬戸町明神字馬越15番地40
破産者　尾形　初美
1　決定年月日　平成27年６月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１８号
北海道北見市山下町５丁目４番12号　たんぽぽハイツ１階２号、前住所北海道北見市山下町５丁目４番３号
破産者　岡村　麻代
1　決定年月日　平成27年６月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２６年（フ）第８５９号
横浜市緑区十日市場町867番地10　プリベール十日市場206号、開始決定時の住所横浜市緑区十日市場町854番地15　プラハ十日市場203号
破産者　植田　誠一
1　決定年月日　平成27年６月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第３８８号
神奈川県綾瀬市寺尾中４丁目16番９号
破産者　中田　文吉
1　決定年月日　平成27年６月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第５７５号
横浜市都筑区中川３丁目28番16号　ボナール７番館205
破産者　松田　　哲
1　決定年月日　平成27年６月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１８５号
富山市坂本2607番地　６号棟２号室
破産者　日吾　勝巳
1　決定年月日　平成27年６月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第２４号
富山市大栗20番地28
破産者　坂東建工こと　坂東　昭博
1　決定年月日　平成27年６月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第７６号
広島市西区山手町23番２―203号
破産者　河野タクシーこと　河野　好男
1　決定年月日　平成27年６月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１７号
高知市旭町１丁目55番地　パゴダテラス802
破産者　下元　公一
1　決定年月日　平成27年６月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第１４７号
北九州市小倉北区馬借３丁目２番19―401号
破産者　百田　和美
1　決定年月日　平成27年６月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部